

経済産業省 第2回「貿易保険の在り方に関する懇談会」 議事要旨

○ 日時：2020年10月28日 16:00～17:25

○ 場所：オンライン会議（Skype for Business 利用）

○ 出席者：

● メンバー

- 甲斐 徹 東京海上日動火災保険株式会社 コーポレート運用部部長 兼 保証信用保険グループリーダー
- 加畑 宏 株式会社サンコートレーディング 取締役 会長
- 川崎 剛 日揮ホールディングス株式会社 執行役員／渉外部長
- 工藤 禎子 株式会社三井住友銀行 専務執行役員
- 高鳥 俊一 住友商事株式会社 経済協力・官民連携推進室長
- 西巻 さゆり 三菱商事株式会社 日本機械輸出組合貿易保険委員長
- 保坂 修司 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事、中東研究センター長
- 細見 健太郎 三菱重工業株式会社 常務執行役員 C O O エナジードメイン長
- 柳川 範之 東京大学大学院 経済学研究科教授
- 横田 絵理 慶應義塾大学 商学部教授

● 経済産業省

- 飯田 陽一 貿易経済協力局長
- 岡田 江平 大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）
- 今給黎 学 大臣官房審議官（貿易経済協力局・国際技術戦略担当）
- 藤井 亮輔 貿易経済協力局 通商金融課長

● オブザーバー

- 金融庁
- 財務省

○ 論点：

- ① 新型コロナの影響により顕在化した課題と対応
- ② 新型コロナ以外に予見されるリスクへの対応
- ③ 利用者ニーズの変化等を踏まえた制度と実態の乖離への対応
- ④ その他

○ 議事要旨：

【事務局から資料説明】

（藤井課長より事務局説明資料（資料2）に沿って説明）

【懇談会メンバーによる意見交換】

① 新型コロナの影響により顕在化した課題と対応

<プラント等増加費用特約>

- プラント等増加費用特約は、今後気候変動による危険災害・パンデミックの発生可能性に鑑み、感染症も広く含めたフォース・マジュールに拡大することを早急に検討いただきたい。保険料の増加を抑える観点から、必要なカバーを選択できるような商品設計としていただきたい。
- プラント等増加費用特約の事故事由の不可抗力全般への拡大や海外投資保険における事業不能に至らない段階での損害のカバーについて、保険という制度で考える際には留意が必要。コロナの影響は大きく広範囲に及ぶため、保険契約者の大半が保険金を受け取れる制度になってしまうと貿易保険が補助金的運用をされる危険性があり、保険の趣旨を逸脱することを懸念。収入保険料の規模に見合わない保険金を支払うと、収支相償の観点から、後追いで保険料が増えて保険契約者にリスクが跳ね返ってくることになる。集積するリスクについては保険制度の中で見るべきなのか。見るとしても偶然性や収支相償の観点から、どの程度補償内容を限定するか慎重に考えるべき。
- 補助金的運用に対する危険性に関する意見について、NEXI の財務状況が悪化すれば政府の補助があるが、そもそも NEXI は事業者から徴収した保険料を原資に保険金支払いを行っている点はご理解いただきたい。
- 因果関係の説明について、同じ国の中でも地域によって状況が変わることがある。例えばパンデミックでは医療体制がどれだけ整っているかにも影響を受ける。因果関係を説明するために、外交ルートで状況を確認することも考えられるが、外交関係になると、自分たちの国の医療体制が脆弱であるとなかなか認めたくないケースもあると思う。事業に取り組んでいる側としても、被害を最小限にするよう努めていることもあり、柔軟な対応をお願いしたい。

<カントリーリスクの考え方>

- カントリーリスクが高い国の案件で保険を活用していたのが従来のやり方だが、カントリーリスクが高くないとみなしている国の案件でも非常時にはリスクにさらされる可能性があることをコロナの流行によって認識した。カントリーリスクが高くないがエクスポージャーが高くなっている国については、1件ずつではなく複数案件を対象としたひとつの保険、さらにカバー範囲は一定額以上の損失が出たときに限って保険金を払う保険を検討いただきたい。平時においても広く薄くカバーが得られる保険が必要となっている。
- 入札期間中に国カテゴリーが悪化した場合、保険料増による競争力低下を招かないように悪化する前の国カテゴリーを適用できる期間として今は1年間の猶予があると認識しているが、コロナのような原因によって入札自体が延長された場合、その猶予期間を1年に限定せずに適切に対応頂きたい。
- これだけコロナが拡大しているにもかかわらず、本当に国カテゴリーは従来どおりと言えるのか。
- 国カテゴリーは OECD 加盟国で議論して決めているものを使っており、日本だけの判断では格付けを決めているものではない。もっとも、実際のデューデリジェンスの場において引受けの可否や金額規模に関しては NEXI の視点で実質的判断をしていると認識。

<取引相手方格付けの柔軟対応>

- バイヤー格付けの適用の柔軟化について、中期的に見て収支相償を確保できるのであれば、今般の危機的状況下、配慮してほしい。
- 特に中小企業は、貿易保険を裏付けとすることで商売が成立しており、付保されないと商売ができない。通常の保険事故による格付け変更は仕方がないが、今回のロックダウンは不可抗力であるため、格付けについて柔軟な対応をお願いしたい。一番の大口顧客は貨物の引取りが遅延したことで資金繰りに影響が出てしまい、不幸にも保険事故となってしまった。格付けが変更になると付保出来なくなってしまう。現地では資金回収努力もしており、弊社にも回収金が入ってきている。相手方が完済した場合には迅速に格付けを戻していただきたい。特に中小企業にとって、大口顧客との商売が消えるのは死活問題。料率アップや与信枠減額になっても、商売自体が継続出来るようにお願いしたい。

- 特に相手方がソブリンでなくても、例えば売電契約がどれだけしっかりしているか、他のリスク軽減措置がどれだけ打たれているかを評価していただき、それも踏まえて案件格付や料率の柔軟な対応をお願いしたい。

② 新型コロナ以外に予見されるリスクへの対応

- いま一度、不可抗力リスクには何が当たるのかを洗い出す必要がある。シナリオプランニングの技法を使って、シンクタンクや地域研究者、企業人を含めて見直す必要があるのではないか。
- （資料2（P3）“事故発生時等には、融資返済スケジュールによらず、保険金支払を早める”という点について）前回議論したところではあるが、経済制裁発生時は融資契約に違反したとして、強制期限前弁済となるため、それに伴う保険金の一括支払いをお願いしたく、その点を明確にして頂けると幸い。
- 貿易保険は民間の保険では救済できないリスクをカバーする保険なので、例えば石炭火力発電案件の新規建設や化石燃料案件全般、民間損保に代わり NEXI にて一気通貫でカバーする保険を検討していただきたい。

③ 利用者ニーズの変化等を踏まえた制度と実態の乖離への対応

- サプライチェーンが複雑化しているため、貿易は輸出国と仕向国だけで物事が動く構造では無くなってきている。仲介国ないしは船積国の非常危険も制度上想定する必要がある。
- 前払取引の内容は、前払輸入保険が創設された時代とは変わってきている。例えば、海外日系企業への原料供給を目的とした仲介貿易であり、また、原油やレアメタルといった取引額の大きい商品に関する仲介貿易でも前払いを要求されることがある。従って、現在の取引実態に即して仲介貿易を含めた支援をお願いしたい。仲介貿易であってもこうした物資の利権を持つことで非常時には日本に輸入をできるなどの効果も考えられる。なお、EM 格バイヤー以下の信用危険の填補を特にお願いしたい。
- 海外投資保険は事業不能等に陥らないと事故にならないが、事業不能等に陥っていても保険金が支払われる制度が有難い。その場合、何が保険事故のトリガーとなり得るのかについては考察が必要であることは理解。
- 業種間で填補危険の格差があると前回指摘した増加費用特約（貿易一般保険約款 第3条 第三号）については、輸送手段を変更せざるを得なかった際、既に手配していたもののキャンセル料といった増加費用もカバーしていただきたい。

④ その他

- 必ずしも法改正によらない迅速な制度改正ができるよう、省令改正等、より機動的な制度改善プロセスの検討をお願いしたい。
サービスとの連携強化のみならず、終了認定基準の緩和や NEXI と被保険者が相談して回収方針を決定する仕組み作りなど、被保険者がビジネスに集中できるよう回収義務緩和につき幅広くご検討いただきたい。
- 民間損保が元受けをして一定割合を NEXI へ出再することが可能であるが、現状は輸出保険（売掛債権とリース債権）海外投資保険の2種類しか出再が認められておらず民間保険の活用が限定されている。ユーザーからのニーズが大きい海外事業資金貸付保険・貿易代金貸付保険や前払輸入保険についても NEXI の再保険制度が使えるようになると民間損保が元受けで引受キャパシティを広げ、よりユーザーのニーズに答えられるようになる。また、債権回収や情報提供などの業務も民間損保が提供可能であり、これらを有効活用するためにも出再対象を拡げることが必要。
- 日本企業が進出できていない途上国での協力については、開発銀行や国際機関等との連携があり得る。他の公的機関との協調で取り組む案件では、カバレッジの範囲や料率を配慮していただきたい。

- 議論に挙げられている意見は本当に民間の保険会社でカバーできないことか。また、法律改正など、時間がかかりそうな要望もあれば、運用で対応が出来そうな要望も混在している。要望事項にプライオリティーを付けるべきではないか。

【意見交換】

- 社内でサイバー攻撃により被害が出たケースは今のところ幸いにして直面していないが、Willis のサイバーリスクの事故データ等を見ると、相当程度発生している認めることができ、サイバーリスクは世界的に増大しているといえる。海外でのプロジェクトに対し現地損保によるサイバー起因の BI や物損の十分な填補確保は難しい状況。日本の損保会社のサイバー保険でも金額的な規模等を踏まえると、カバーできる範囲は限定的で、例えば現在の NEXI 海外投資保険でカバーされ得る、戦争・革命・テロ行為その他の内乱・暴動等によって損害を受けて、事業が停止した（事業不能等）際の純資産の棄損ほどのカバーは手配がつかないと聞いている。貿易保険による物損の直接カバーは議論があると思うので、事業不能等の発生による純資産の毀損をカバーする海外投資保険の活用により、サイバーリスクに曝されている海外日系企業へのご支援を検討頂きたい。
- サイバーリスクについて、民間ではサイバーリスク保険という専用商品で対応している。ただし、財物が不正アクセスを受けた場合の各種費用や、第三者に対する損害賠償責任などが基本的な補償内容。これに加えてユーザーの利益損害を補償する。これらをセットでカバーするのが基本的な考え方。
- そもそもサイバー攻撃の定義も千差万別。また、サイバー攻撃は一般的な戦争行為のような宣戦布告があるわけでもなく、誰がいつ行ったかも分からない。何ををもって一般的な戦争と同じような攻撃と見るのか、そういった整理から始める必要。貿易保険の世界だけでは閉じない話。
- 新型コロナがあっても安心してビジネスに取り組める環境づくりは大切だが、収支相償をベースとした貿易保険の制度においてどこまで対応するべきかは根深い問題。民間で取れないリスクをなぜ NEXI が取れるのかは難しい議論。中長期を対象とするリスクや、戦争等発生する確率が低いリスクなどが NEXI の受けるリスクとして適しているのではないか。トリガーが実態と合っていないのであれば実態に合わせる方向での制度の変更は重要。他方、制度の柔軟化が体の良い政府の補助金と見えることは好ましくないため、デリバリーの仕方は考えるべき。

【閉会】